

第 2 号（平成 2 6 年 9 月 2 6 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

平成26年9月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成26年9月26日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成26年9月26日午前10時00分 議長 木村武壽

閉会 平成26年9月26日午前11時00分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	西島	寛道	6番	村田	忠文
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山 英高	議会書記	菱本 嘉昭
議会書記	中坊 玲子	議会書記	森田 肇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長 松 田 定
理事兼住民福祉課長事務取扱 嶋 田 昌 弘
理事兼同和・人権政策課長事務取扱 西 島 楠 博
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼
学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務 中 島 一 也
税 務 課 長 乾 浩 朗
保 健 医 療 課 長 小 川 淳 一
建 設 課 参 事 畑 中 智 博
いづみ人権交流センター所長・
いづみ児童館長兼務 木 村 坂 次
学校給食センター所長 藤 崎 裕 司

理事兼総務課長事務取扱 脇 本 和 弘
理事兼上下水道課長事務取扱 松 山 正 伸
会 計 管 理 者 ・ 藤 林 学
会 計 課 長 兼 務
企 画 財 政 課 長 花 木 秀 章
高 齢 福 祉 課 長 寺 井 佳 孝
保健センター所長・
地域包括支援センター所長兼務 小 笠 原 温 美
産 業 環 境 課 長 野 田 昌 司
社 会 教 育 課 長 ・ 高 江 裕 之
図 書 館 長 兼 務

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成26年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

平成26年9月26日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第31号 井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第3 議案第32号 井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第4 議案第33号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第5 平成25年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について
- 第6 議案第37号 平成25年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第7 議案第38号 平成25年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第8 議案第39号 平成25年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第9 平成25年度城南土地開発公社決算に関する報告書について
- 第10 発議第7号 消費税10%への増税中止を求める意見書
- 第11 議員派遣の件
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

谷田操議員より、発議第7号、消費税10%への増税中止を求める意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しておりますので、平成26年9月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、西島寛道議員、6番、村田忠文議員を指名します。

次に、日程第2、議案第31号、井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島寛道総務文教常任委員会委員長。

2番（西島寛道） 2番、西島寛道。

ただいま議題となっております議案第31号、井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告します。

本委員会は、9月22日に招集いたしまして、5名の委員全員出席のもと、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、この条例を定めることによって、現在、井手町で行っている放課後児童クラブについて改正しなければならないものがあるのかとの質疑に対して、本町では小学校4年生までを受け入れとしておりますが、基準条例が施行されれば、対象が6年生までになりますので、受け入れを検討していくこととなりますとの答弁がありました。

次に、利用の受け付けはどのようなスケジュールで考えているのかとの質疑に対して、例年どおり1月で考えておりますとの答弁がありました。

次に、第10条第4項の定員で「おおむね」とついてしまうと、井手町の

場合は現状よりも定員の規定が後退するおそれがあるのではないか、何人までと考えているのかとの質疑に対して、定員は40名です、人数については、国の解釈基準がありまして、毎日利用する児童の人数に一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数をいうものであると見解を示しておりますとの答弁がありました。

次に、「地域社会との交流及び連携を図り」とあり、「運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない」とあるが、具体的にどういう組織を考えているのか、また現状はとの質疑に対して、現状は、年1回開催している登録の説明会で事業内容については説明をしております。今後は、この条例が可決されましたら、どのようにしていくのか検討していきたいと考えておりますとの答弁がありました。

その他としまして、1人当たりの面積などの最低基準の考え方や災害対策の取り扱いなど、条例の全般にわたる質疑が熱心に行われました。

次に、討論についてご報告申し上げます。

これまで国におかれては、学童保育についての面積や指導員等に関する基準が明確に示されていなかった。しかも、おおむね10歳までという対象の絞り込みもあったのが、今回、対象が6年生までに広がる、かつ、明確な最低基準が示されて、最低基準以上に常に設置事業者は改善していくように努力しなければならないという内容が含まれておりますので、大いに前進だと思いますので賛成をしたいと思います。井手町においても、現状から後退するような状況にならないように格段の配慮を求め、保護者の自己負担がふえないように、便利なように、また、子供の健全育成に寄与するようないいものをつくっていただけるように頑張ってくださいという希望をしまして賛成の討論としますとの討論がありました。

次に、採決を行いました結果、議案第31号、井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここに報告いたします。

議長（木村武壽）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

1 1 番(谷田 操) 賛成の立場で討論します。

ただいま議題になっています議案第31号の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。子ども・子育て支援法の新制度とあわせて改定された児童福祉法では、いわゆる学童保育の対象が小学校6年生までに拡大をされました。また、これまで基準のなかった面積基準や指導員についての基準も明確化されたということで、それを評価して賛成するものです。

ただし、本条例に定められた基準はあくまで最低基準であり、最低基準を守るだけでなく、現在、井手町で行われている留守家庭児童会の実態より少しでも改善していくということが重要です。定員を超えた場合には、支援単位をふやし、安全でゆったりとしたスペースの確保、保護者ニーズにあわせた開所日数の確保や開所時間の拡充、放課後児童支援員の有資格者をふやして専門性の高い支援に努めることや保護者の自己負担がふえないようにすること、また、地域と保護者との連携の強化で、特に防犯対策について万全に行うよう求めて、賛成をしたいと思います。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで討論を終わります。

これから、議案第31号、井手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第32号、井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 岡田久雄産業厚生常任委員会委員長。

3番（岡田久雄） 3番、岡田久雄です。

ただいま議題となっております議案第32号、井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、産業厚生常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、9月22日に招集いたしまして、4名の委員出席のもと、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、運営基準の違いとはどの質疑に対して、今回提案している家庭的保育事業等に伴う設備及び運営に関する基準につきましては、原則として満3歳未満の子供の保育を必要とする乳幼児を対象としての定員数、また、保育する場所などによって4種類の区分に分けられておりますとの答弁がありました。

次に、認可までどの程度の期間を想定してるのかとの質疑に対して、事業所の新規参入に係る期間につきましては、平成27年4月から導入をすることで、国の方からは、現在まで事務的に市町村が小規模の家庭的保育等の事業所の認可を行うとなっておりますが、期間につきましては、現在のところ、まだ示されておられませんので、認可となると早い時期になるだろうと考えておりますとの答弁がありました。

次に、事業所内の保育事業で、本町においてはあるのかとの質疑に対して、現在1事業所があります、現在まで無認可により運営されていまして、今後の認可につきましては、あくまで事業所が判断されることとなりますとの答弁がありました。

そのほかといたしまして、条例の目的や趣旨、経過措置など、この条例の全般にわたる質疑が熱心に行われました。

次に、討論はなく、採決を行いました結果、議案第32号、井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここに報告いたします。

議長（木村武壽） これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田です。反対の立場で討論を行いたいと思いません。

議案第32号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。この条例案は、保育の市場化、こども園化を中心とした幼稚園と保育所制度の改革として、2012年8月に認定こども園法、子ども・子育て支援法、児童福祉法など、関連法の改正が強行されまして、国が市町村に対して、新制度基準の条例化、幼保連携型認定こども園を中心とした新制度施設の整備を求めてきているその一環として定めようとしているものです。児童福祉法に定められている市町村の保育の実施責任は残されました。しかし、予算は消費税頼みで、都市部の待機児童対策を口実に、規制緩和による安上がりの保育を認めようとしていることは大問題です。認可保育所とそれ以外の保育に格差が持ち込まれてしまいます。

例えば、保育士の資格に関しては、小規模保育事業のB型というものでは、保育士資格者は2分の1でよい、C型では、研修を受けた家庭的保育者であれば、全員が保育士資格がなくてもよいというような形になっています。給食についても、自園で調理することが原則とはなっていますが、連携施設からの搬入でもよい、調理室ではなく調理設備があればよい、委託や搬入なら、調理員も必要ではないというふうになっています。それらの最低基準にも経過措置が認められておりまして、不十分なままスタートしても構わないという内容になっています。

面積基準についても、異年齢の子供を保育するには、生活と睡眠のスペースを分けるなど、1人当たりの面積基準だけでは不十分です。これまででも不十分であった保育制度のこれ以上の後退を許さず、営利企業の参入は認められないという立場から反対をいたします。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、議案第32号、井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第33号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件を議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄産業厚生常任委員会委員長。

3番（岡田久雄） 3番、岡田久雄です。

ただいま議題となっております議案第33号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件につき、産業厚生常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、9月22日に招集いたしまして、4名の委員出席のもと、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、支給認定制度が導入された後、保育園への入所手続等は変わるのかとの質疑に対して、子ども・子育て新制度におきましては、施設に入るための支給認定制度が導入されます。3つの認定区分に分けられ、その区分に従い、施設に入所する場合には、市町村が認定申請を受けて認定書を発行し、その認定書を添付して入所申し込みをしていただくという手続に変わりますとの答弁がありました。

次に、井手町の保育園は認定こども園に移行する考えを持っているのかとの質疑に対して、本町では、人口減少や少子化などにより子供の数が減少する傾向が現在見られていることから、現状の保育園における内容の充実化を

図っていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、町内に待機児童はいるのかとの質疑に対して、平成26年度の入所申し込み以降現在まで、全クラス待機児童の対象はいませんとの答弁がありました。

そのほかといたしまして、条例の目的や趣旨など、この条例の全般にわたる質疑が熱心に行われました。

次に、討論はなく、採決を行いました結果、議案第33号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここに報告いたします。

議長（木村武壽）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　9番、谷田です。反対の立場で討論します。

議案第33号の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてであります。この条例も、保育の市場化やこども園化を中心とした幼稚園と保育所制度の改革として、2012年に子育て3法という法律が強行されたということに伴う制度の整備の一環として定められようとしているものです。

まず、新制度になりますと、子供の保育の必要性の有無や必要量、時間を市町村が認定するということになります。障害や発達の弱さを持つような子供、その他全ての子供が、必要な保育時間が保障されるようにしなければなりません。保護者の勤務実態や保育要求に対応したものにならないと認められませんが、基準はいまだ不透明です。現状として、井手町では、4歳児、5歳児の保育所全入をうたっておりますし、就学前子供のニーズ調査でも、9割が保育を希望しているという結果も委員会で報告がありました。こういう

実質的な現状から後退しないようなものにする配慮が必要です。

また、保育料についても、実費徴収や延長保育による上乘せを可能にするという内容になっていますが、保護者負担が過大とならないようにするとともに、従来の軽減制度の維持・拡充を求めたいと思います。

認定こども園への移行は考えていないという表明がありましたが、今後、来年3月までに市町村子ども・子育て事業計画を策定していかなければなりません。本町の実態から見て、設置基準の低い地域型保育に頼らなければ子供を受け入れできないというような状況にはなく、安全性や乳幼児の発達確保を第一に考えれば、認可保育所を基本として事業計画を定めるべきであるという意見を述べまして、反対の討論といたします。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、議案第33号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第5、平成25年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等についてであります。

監査委員から、平成25年度井手町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について、平成25年度井手町水道事業会計の審査意見について、平成25年度財政健全化審査意見書、平成25年度多賀地区簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書、平成25年度公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見書、平成25年度水道事業会計経営健全化審査意見書が提出され

ています。

小川代表監査委員、審査意見書の内容説明並びに補足されることがありましたら、発言を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川代表監査委員。

監査委員(小川 均) ご苦労さんでございます。私ごとではございますけれども、6月29日でございますか、井手町長より任命を受けました小川でございます。非常に重大な役席というように感銘しておるわけでございますけれども、精いっぱい経験を生かして、町のためにも監査委員として頑張らせていただくことをお誓い申し上げまして、補足説明をさせていただきたいなと思っております。

それでは、決算審査意見書によります補足説明でございます。皆様方にはさきに提出させていただいております審査意見書について、補足説明という形でさせていただきたいと思っております。

去る8月28日から9月2日までにわたりまして、述べ4日間でございます。ここにご出席の古川監査委員、議員さんでございます、2人で平成25年度の決算審査を実施させていただいたわけでございます。審査に当たっては、町長から提出されました決算書類について、計算に間違いがないかということで、実際の収支が収支命令に符合しているか、収支が違法でないかを検証するため、会計簿、また、証書類との照合、事務聴取、その他の審査を実施させていただいたわけでございます。また、財政運営が経済的、効率的かつ合理的になされているか、行政水準の向上が図れているかを主眼として考察させていただきました。

町長から提出された決算書に基づき、歳入歳出関係諸帳簿及び証書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認させていただいたわけでございます。また、公有財産、物品及び基金については、おのおの抽出により調書の計数と財産台帳、歳入歳出簿、備品台帳等を照合検査した結果、計数はいずれも正確であると認められました。平成25年度についても、井手町第4次総合計画で示す6つの基本目標にのっとり、目標達成に向け、着実に取り組んでいただいておりますということでございます。

歳入を見ますと、依然として依存財源が多く占める状況であります。交付税や補助金を積極的に活用し、各種事業を着実に遂行されており、高く評

価されることでもあります。歳出につきましても、安心・安全のため、町営住宅の耐震化や町道の整備、ライフライン確保のための水管橋の設置、地球温暖化実行計画に基づいた環境に配慮した事業の実施、また、多額の各種基金を有効に運用され、健全な行財政運営に努められているなど、評価をすべき点が随所で見られたことを確認いたしました。

次に、工事箇所審査でございますけれども、玉川砂防公園敷地造成等工事、町道11号線道路改良工事、井手町営住宅南団地1号棟耐震補強工事など審査しましたが、いずれも設計書に基づき適正に工事がされておりました。

また、実施事業において、東日本大震災の復興や消費税の増税があったわけでございます。駆け込み需要による人手不足、原材料費の高騰の影響のもとにありながら、年度内に事業を完了し、入札額についても抑えられておるということで、大いに評価する点でありました。

最後に、特別会計及び多賀財産区特別会計についても、経費節減の努力の跡が見受けられ、全会計について黒字であったということを確認させていただきました。

しかし、本町においては、高齢化社会や人口減少などの課題は非常に多いということで、新たな未収金を出さないなど、今後を見越した対策を立てていただきたいと思っております。

今後につきましても、第4次総合計画に掲げられた基本理念を実現するため、歳入歳出両面において、中長期的な観念に立ち、実行性のある事務事業の進行管理に基づいた行財政により財政の健全化を確保するとともに、住民・職員が協力し合い、町の将来像である「みんなでつくる 元気 ふれあい やすらぎ 井手町」の実現のため取り組まれることを期待するわけでございます。

監査委員といたしまして、以上、補足説明でございます。

以上でございます。

議長（木村武壽） 小川代表監査委員、どうもご苦勞さんでございました。

これをもって、監査委員の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第 6、議案第 37 号、平成 25 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第 8、議案第 39 号、平成 25 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの 3 件を一括議題とします。

議案第 37 号、提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第 37 号を朗読説明)

議長(木村武壽) 次に、議案第 38 号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸)

(議案第 38 号を朗読説明)

議長(木村武壽) 次に、議案第 39 号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(議案第 39 号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本 3 件については、監査委員の古川昭義議員を除く 9 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号、平成 25 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、議案第 39 号、平成 25 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件まで

の3件については、古川昭義議員を除く9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定により、谷田利一議員、西島寛道議員、岡田久雄議員、岩田剛議員、村田忠文議員、丸山久志議員、中坊陽議員、谷田操議員、木村武壽議員、以上9人を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました9人の議員を決算特別委員に選任することに決定しました。

ただいま決算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩をしたいと思います。休憩中、特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選をお願いします。なお、その結果を報告願います。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時53分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま休憩中に開会されました決算特別委員会より、正副委員長の互選結果の報告がございましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長には岡田久雄議員、副委員長には丸山久志議員と決定いたしました。

次に、日程第9、平成25年度城南土地開発公社決算に関する報告書についてであります。なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆さん方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、説明を受けるにとどめたいと思えます。

提出者より説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(日程第9を朗読説明)

議長（木村武壽） 以上で日程第9を終わります。

次に、日程第10、発議第7号、消費税10%への増税中止を求める意見書を議題とします。

発議第7号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 9番、谷田です。

それでは、消費税10%への増税中止を求める意見書について説明をさせていただきます。

4月の消費税の8%への増税は、前回の消費税増税が行われた1997年を上回る史上空前の大増税で、物価や原材料費の高騰が暮らしと営業を圧迫する中、町内でも地域経済に深刻な影響が広がっている。

1～3月期の個人消費は前期に比べ2.0%増えたが、増税後の4～6月期は一転5.1%の落ち込みとなっている。反動減としては予想をはるかに超え、国内総生産（GDP）全体でも年率7.1%もの大幅な落ち込みである。毎月勤労統計で見た勤労者世帯の実質賃金は増税前から13カ月連続のマイナスで、7月の家計調査でも実質消費支出は5.9%低下している。9月の月例経済報告で、政府が景気判断を5カ月ぶりに下方修正し、景気の反動が「和らぎつつある」との見方を撤回したのも当然である。急速な円安が今後輸入物価の急騰を招く心配もある。日本経済の変調は明らかであり、消費税の再増税どころではない。

「アベノミクス」は、大企業と役員・株主のもうけを増やただけで、労働者の収入や雇用の拡大には回っていない。それどころか円安と消費者物価の上昇を招き、実質賃金の目減りを激しくしている。国民が消費を増やすゆとりがないのは、文字通り「アベノミクス」によるものである。

安倍内閣は、12月には10%への増税を「最終判断」とし、消費税の連続増税への暴走につき進んでいる。国民の所得は伸びず、社会保障の負担増が重くのしかかる中で10%への増税が強行されれば、貧困と格差に追い打ちをかけることは火を見るより明らかである。

よって、国においては、増税法附則第18条第3項に基づき、消費税増税を中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ということであります。消費税法の附則には、経済状況を見て、停止も含めて適切な措置をとることができるというふうに規定をされておりまして、今こそその附則どおりに停止をするべきではないかというふうに思います。ぜひご賛同をお願いいたします。

議長（木村武壽）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第7号、消費税10%への増税中止を求める意見書を採決します。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽）　挙手少数です。したがって、発議第7号は否決されました。

次に、日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽）　異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第12、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽）　異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し

出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成26年9月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時00分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 西 島 寛 道

署名議員 村 田 忠 文